

「（仮称）動鳴山風力発電事業計画段階環境配慮書」についての 熊本県知事意見

「（仮称）動鳴山風力発電事業計画段階環境配慮書」の内容を環境保全の専門的見地から審査した結果、環境影響評価の実施及び環境影響評価方法書の作成に当たっては、以下の事項に十分配慮する必要がある。

[全体事項]

- (1) 環境影響評価の実施に当たっては、十分な文献調査やシミュレーションにより、風力発電所からの人への影響を極力回避・低減できる距離を把握するとともに、適切な調査・予測・評価により自然環境への影響が最小となるような計画とすること。
- (2) 事業実施区域及び風力発電設備の位置や設置基数等の決定に当たり、環境の保全の観点から検討した内容や結果について可能な範囲で具体的に記載すること。
- (3) 方法書手続きにおける住民説明会を含め、今後、地域住民や関係者に対して説明を行う際は、十分かつ丁寧な対応に努めること。

[動物・植物・生態系]

〈全体事項〉

- (1) 事業実施想定区域には、動植物の重要な種が生息する可能性があるため、調査・予測・評価の検討に当たっては、事業実施区域の動植物に見識のある有識者へ意見を求め、その概要と検討結果を示すこと。

〈動物（鳥類）〉

事業実施想定区域に近い姫戸地域ではミサゴの生息が確認されており、周辺上空を通過する可能性があるほか、トビが周辺上空から餌の探索を行う可能性がある。このことから、事業実施によりこれらの鳥類の風力発電設備への衝突等が懸念されるため、方法書以降における調査・予測・評価を丁寧に検討し、影響が最小限となるよう配慮すること。

〈植物〉

本配慮書では、重要性の高い植生は事業実施想定区域内には分布していないとされているが、事業実施想定区域の開発による植物及び生態系への影響を極力回避・低減するため、以下の事項について、十分に配慮すること。

- (1) 開発が行われる地域がどの程度の自然度及び種の多様性を持つかにつ

- いて、適切に調査・予測・評価すること。
- (2) 開発により外部から帰化植物が侵入する可能性があるため、その影響を極力低減できるよう検討すること。

[景観・人と自然との触れ合いの活動の場]

〈人と自然との触れ合いの活動の場〉

風力発電機の存在や風力発電機に設置される航空障害灯により景観が変化すれば、人と自然との触れ合い活動の場での自然観賞等の活動に影響を与える可能性がある。そのため、人と自然との触れ合い活動の場の調査・予測・評価に当たっては、日中及び夜間の景観に影響がある範囲を中心に、上天草市における地点も含めた情報収集を実施し、十分な検討を行うこと。

[その他]

事業実施想定区域は地すべりが発生しやすい地質であることから、周辺で実施された道路建設工事における地すべり対策を参考にするとともに、地質に関する十分な調査を実施し、適切な対策を検討すること。